9　入園後のお願い

（１）届出について

入園後、保護者やお子さんの状況に変化が生じたときは、すみやかに児童育成課保育・幼稚園担当に届け出てください。

①保育施設を辞めるとき

②市外へ転出するとき（**引き続き入園の実施を希望しながら市外転出する場合は、実施機関が変わりますので転出先の役所に必ず届け出てください。**）

③休園するとき（休園は原則２か月まで。かつ、市が認める三つの理由（❶児童の疾病又は負傷❷里帰り出産❸健康診断等での保育所通園停止勧告）に限り休園が認められます。）

④保護者が退職や転職したとき

⑤市内転居・氏名変更・その他出産等家族状況に変化があったとき

⑥下のお子さんが出生し、育児休業を開始するとき

（２）育児休業を取得する方へ

上のお子さんの入園後に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、出産後、１年を超える日が属する年度の翌年度の４月末までは継続して通園することができます。ただし、育児休業の対象となる児童（下のお子さん）が、認可保育所等の利用調整の結果「保留（待機）」となった場合、保留となる入所希望月の翌月末日まで在籍期間を延長します。また、引き続き「保留（待機）」の状況が継続する場合、育児休業の対象となる児童の出産後２年に達する日が属する月の末日までを限度とし延長を可能とします。

◇上子在籍中（＝入園後）で、下子の育児休業を開始した時の、上子が通園できる期間

下子の誕生日	R6.４.２～R7.４.１	R7.4.2～R8.4.1	R8.4.2～R9.4.1
通園可能な期間	R8.４.30 まで （R8 年度）	R9.4.30 まで （R9 年度）	R10.4.30 まで （R10 年度）

出産後、１年を超える日が属する年度の翌年度に上子が５歳児クラスに進級している場合には、上記の限りではありません。

※１　上のお子さんの入園前に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、入園日の翌月１日までに復職することが必要です。

※２　保育施設入園後に弟妹の育児休業を取得された場合は、短時間認定への切り替え申請が必要です。

※３　**育児休業開始前まで**に、①子ども・子育て支援教育・保育給付認定申請書、②就労証明書をご提出ください。

こまえ子育てねっとからダウンロードすることができます。

QR コードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。

（ホーム＞キーワードから探す＞幼稚園・保育園・保育サービス＞保育短時間への変更申請(育児休業へ入られる方））

【QR コード】

（３）転園申込みについて

転園を希望する方は、転園申込書を児童育成課保育・幼稚園担当に提出してください。

なお、年度途中の転園は、利用調整において、新規の方の入園が優先になります。また、**転園が内定した場合、内定の辞退はできませんので**、ご注意ください。入園されている保育施設には、その時点で次のお子さんが内定しています。**内定を辞退して元の保育施設に戻ることはできません。**

（４）継続審査（家庭状況報告書）について

入園後も保育が必要であることを確認するため、毎年１回保育要件を確認するための書類を提出していただきます。

※継続審査に必要な書類を提出しない場合や、継続審査の結果、保育の必要性が認定されない場合には、退園となることがあります。

１０　その他

（１）障がい児統合保育について

私立保育園で受け入れが可能かどうかは、お電話や事前の見学などにより、直接各園へご相談ください。

公立保育園では、集団保育が可能であり障がいの程度が中程度以下の児童を対象に、障がい児統合保育を実施しています。障がいや発達等で不安のある場合は、必ず事前にご相談ください。

（２）アレルギー対応について

アレルギーの種類に応じて対応を検討させていただきますのでご相談ください。可能な限り給食対応を行っていますが、重度の食物アレルギーの場合は給食対応ができない場合があります。

（３）医療的ケアについて

医療的ケア（導尿や吸引など）や医療行為の必要があるお子様の保育施設の利用を希望する場合、通常の申込みの前に医療的ケアの実施可否の検討を行うため、必ず予めご相談ください。令和９年度４月入所を希望する場合には、令和８年６月末までにご相談ください。

【入園申込までの保護者が行う手続きの大まかな流れ】

▽市への事前相談・入所希望園への施設見学

▽保育施設における医療的ケアの申込み

▽医療的ケア実施可否の結果確認

▽保育施設の入園申込み

▽申込結果の確認

（４）宗教食について

宗教上の理由により、食べられない食材があるお子さんについては、食べられない食材が入った料理（メニュー）の場合は家庭より弁当を持参していただきます。

（５）一時預かりについて

保護者の方が、出産・病気などでお子さんを家庭で見ることができなくなったときに、
一時的にお子さんをお預かりします。詳しくは、各お問い合わせ先にご連絡ください。

＜実施施設（令和８年４月１日現在）＞※狛江市民のみ利用可能です。

	施設名	対象	問い合わせ先
①	駄倉保育園	満２歳から就学前までの健康で集団保育が可能な幼児	一時保育専用ダイヤル 090-3239-9083

	施設名	対象	問い合わせ先
②	虹のひかり保育園	生後 57 日目から 2 歳未満までの健康で集団保育が可能な乳幼児	一時保育専用ダイヤル 090-2910-7081
③	めぐみの森保育園	生後 57 日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児	一時保育専用ダイヤル 070-5088-3568
④	狛江保育園	当該年度 4 月 1 日時点で満 2 歳から就学前の健康で集団保育が可能な幼児	03-3480-0069
⑤	いずみ保育園	生後 57 日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児	03-3480-0598
⑥	東野川保育園みんなの家	生後 57 日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児	03-3430-8778
⑦	狛江ちとせ保育園	生後 57 日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児	090-6723-1029
⑧	多摩川保育園	生後 6 か月から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児	042-483-4667
⑨	認証保育所 2 園	認証保育所では、在籍児童の状況等に応じて一時保育を実施しています。状況によって実施していない場合もありますので、下記「（7）認可外保育施設について」を参照のうえ各施設へ直接お問い合わせください。	
⑩	家庭福祉員宅	生後 57 日目から 3 歳未満までの健康で集団保育が可能な乳幼児	子ども家庭支援センター 03-5438-6605
⑪	子ども家庭支援センターたんぽぽ	生後 6 か月就学前までの健康で集団保育が可能な児童	子ども家庭支援センター 一時預かり専用電話 03-5761-9016

※④狛江保育園、⑨認証保育所 2 園、⑩家庭福祉員宅、⑪子ども家庭支援センターたんぽぽの利用に係る資料は児童育成課にて配布しておりませんので、直接施設にお問い合わせください。

（6）こども誰でも通園制度について

子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して多用な働き方やライフスタイルに関わらず支援を行うため、令和 8 年度より、こども誰でも通園制度の実施を開始予定です。

本制度は、幼稚園や保育所等に在籍していない方を対象とし、月一定時間の利用枠の中で就労要件等を問わず柔軟に利用できる通園制度です。

実施施設・実施時期は、決定次第こまえ子育てねっとや広報こまえ等で公開いたします。

（7）認可外保育施設について

狛江市には、認証保育所等の認可外保育施設があります。申込み方法・空き状況等については、各施設へ直接ご確認ください。狛江市外の認証保育所等の認可外保育施設もご利用可能です。

【認証保育所】

施設名	所在地・電話	定員及び保育年齢	開所時間
木下の保育園狛江	元和泉 1 － 1 － 2 ☎3430-0422	24 名 0 歳～ 2 歳児	月～土 7：30～20：30

【選考方法】木下の保育園の入園内定の選考は抽選となります。抽選結果のお問合せにつきましては、ご遠慮ください。			
一の橋こどもの家	岩戸南１－３－１２ ミラドール一の橋１階 ☎3430-7019	36 名 0 歳～5 歳児	月～土 7：00～21：00
【選考方法】子ども・子育て関連３法に基づき、認可保育園入所基準と同様「保育が必要な児童」を優先しています。但し、雇用状況を確認し認証保育の特色でもある 13 時間保育を利用しなければならない勤務者を選考しています。子育て中は常勤が困難な場合があるため、短時間労働も認めています。			

【家庭福祉員（保育ママ）】

保育士等の資格がある方や専門の研修を受けた方が家庭的な環境で保育をする保育サービスです。当保育サービスは、狛江市民のみ利用可能です。

施設名	所在地・電話	定員及び保育年齢	開所時間
柳沢　芳子さん	東和泉 1-26-19 ☎3489-6168	2 名 3 歳未満	月～金 原則として 8 時間 （8：30～17：30 の間）
白川　佳子さん	駒井町 3-32-17 ☎3488-9323	3 名 3 歳未満	月～金 原則として 8 時間 （8：00～17：30 の間）

（８）病児保育について

【病児保育のご案内】

【QR コード】

子を持つ親にとってお子さんの病気の時が一番困ります。

仕事を休まなくてはならない、看病をしてくれる人がいない…など、どうしても体調が悪いお子さんの面倒が看られない状況が発生してしまいます。

『狛江病児保育室　いっぽのぽっけ』では、そのようなお子さんを医師、看護師、保育士が連携してお預かりします。

▼住所：東和泉 2-3-4 狛江ファミリア 101 号室

▼利用時間：月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

※利用方法や対象等、その他詳細は「こまえ子育てねっと」（QR コード）をご確認ください。

【居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成金のご案内】

【QR コード】

お子さんが病気で保育園や学校に行けず、保護者が自宅で子どもの看護ができないときに、ご自宅に派遣されたベビーシッターが保護者に代わって子どもを看護する『訪問型』の病児・病後児保育を利用した場合に、その利用料金の一部を市が補助します。

※詳細は「こまえ子育てねっと」（QR コード）をご確認ください。